

■軽自動車税種別割（市町村税）

この税は、軽自動車や原動機付自転車などの保有に対して課税されます。



市町村に主たる定置場がある軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車の所有者



軽自動車等の種別、用途、総排気量等の区分により、年税額が決められています。表中の税率は標準税率ですが、具体的には市町村の条例で定められています。

主なものは以下のとおりです。

区分		年税額
原動機付 自転車	(イ) 総排気量が50cc以下のものまたは定格出力が0.6kw以下のもの((二)に掲げるものを除く。)	2,000円
	(ロ) 二輪のもので、総排気量が50ccを超え、90cc以下のもの、または定格出力が0.6kwを超え、0.8kw以下のもの	2,000円
	(ハ) 二輪のもので、総排気量が90ccを超えるもの、または定格出力が0.8kwを超えるもの	2,400円
	(ニ) 三輪以上のもので、総排気量20ccを超えるもの、または定格出力が0.25kwを超えるもの	3,700円
軽自動車	二輪のもの(側車付のものを含む)	3,600円
二輪の小型自動車		6,000円

区分			年税額		
			平成27年3月31日以前に 最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に 最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を 経過した車両(注)
軽自動車	三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上 のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円
			自家用	7,200円	10,800円
	貨物用		営業用	3,000円	3,800円
			自家用	4,000円	5,000円
					6,000円

(注) 「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車は除きます。



毎年4月1日現在の所有者が、市町村の条例で定める納期限（通常4月末）までに納めます。
(市町村から納税通知書が送付されます。)



身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のために使用する軽自動車について、一定の要件に該当すれば、申請の手続きを行うことによりこの税金が減免されます。

- ・減免可能な台数は、普通自動車、軽自動車、バイク等を含めて対象者1人に対し1台です。
- ・自家用車に限ります。

減免できる範囲、減免申請手続き等詳しくは各市町村窓口にお問い合わせ下さい。